

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者</p> <p><u>(8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</u></p> <p><u>(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>第5条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p><u>(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p><u>(9)</u></p> <p>(10)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>第12条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(同 左)</p>
<p>5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第7号、第3項第7号又は第53条の3第7号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。</p> <p>(中 略)</p>	<p>5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第8号、第3項第7号又は第53条の3第8号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。</p>
<p>第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p><u>(6) 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>(7) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第67条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</u></p> <p><u>(8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</u></p> <p>2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) }</p> <p>3 医学研究科の博士課程(第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第37条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p> <p><u>(6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p>} (同 左)</p> <p><u>(9)</u></p> <p>2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>3 医学研究科の博士課程(第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6)～(8) (略) (中 略)</p> <p>第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p><u>(6)</u> 文部科学大臣の指定した者</p> <p><u>(7)</u> 大学に3年以上在学した者（学校教育法第67条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p><u>(8)</u> 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの (後 略)</p>	<p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6)～(8) (同 左)</p> <p>第53条の3 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者 } (3) } (同 左) (4) }</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p> <p><u>(6)</u> 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p><u>(7)</u> } <u>(8)</u> } (同 左) <u>(9)</u> }</p> <p>附 則 この規程は、平成17年12月1日から施行する。</p>